

豊島区都市づくり専門部会の設置について

1. 設置目的

豊島区都市づくりビジョンでは、平成27年策定時から概ね10年後の令和7年頃に内容の見直しを予定している。

今回の改定では、大枠の骨子は既存のまま活用し、最新の現況データを用いて豊島区の現状と特性を再分析するとともに、目標や方針等の内容を更新することで、各地域で展開しているまちづくりを推進し、目標とする都市像を実現するため、令和5年度から3か年をかけて、「豊島区都市づくりビジョン」の改定を行う。

改定においては、東京都の各上位計画の見直しとの連携・整合が必要不可欠であることから、東京都の各上位計画の見直し作業について柔軟に対応するとともに、専門的な見地から調査検討を行い、都市計画審議会の効率的な運営を図るため、「豊島区都市づくり専門部会」を設置する。

2. 設置根拠

【豊島区都市計画審議会条例（抜粋）】

第8条 審議会に、審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項につき調査検討を行う。

3 部会の委員及び部会長は、第3条各項の委員のうちから会長が指名する。



(参考)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者 10人以内

(2) 区議会議員 7人以内

(3) 関係行政機関の職員 2人以内

(4) 区民 2人以内

2 前項各号に掲げる者のほか、区長は、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を任命することができる。

3 第1項各号に掲げる者のほか、区長は、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員若干人を任命することができる。

【豊島区都市計画審議会運営規則（抜粋）】

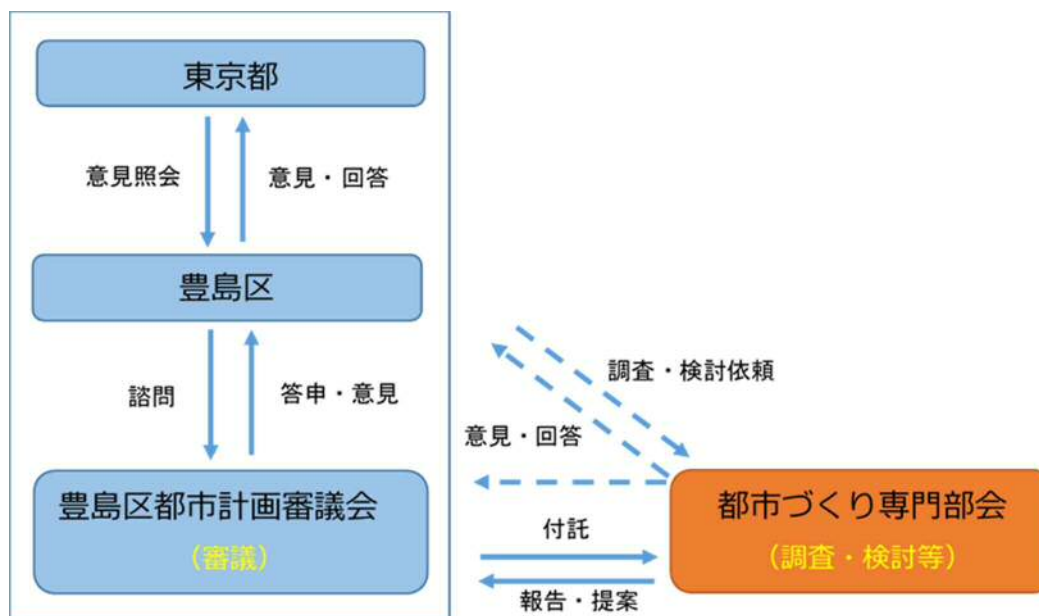
第8条 部会長は、部会を招集し、部会の議事を整理する。

2 部会は、審議会から付託された事項について、審議会に報告しなければならない。

3 部会は、審議会から付託された事項につき、調査検討が終了したときは、解散するものとする。

3. 検討体制

都市づくり専門部会は、都市計画審議会から付託された事項を調査検討し、都市計画審議会へ報告・提案する。東京都からの意見照会（依頼）等の期間によっては、豊島区から部会へ直接調査検討を依頼する。部会は、調査検討した事項を豊島区へ意見・回答するとともに、都市計画審議会へ同じ内容を報告する。



4. 都市づくりビジョンの改定スケジュール

【令和5年度】

- ・都市づくり専門部会の設置
- ・現状分析、課題の整理
- ・庁内関係各課へ意見照会及びヒアリング
- ・都市づくり専門部会
- ・豊島区都市づくりビジョン（素案）作成

【令和6年度】

- ・庁内関係各課へ意見照会及びヒアリング
- ・都市づくり専門部会
- ・パブリックコメント、区民ワークショップ

【令和7年度】

- ・庁内関係各課へ意見照会及びヒアリング
- ・都市づくり専門部会
- ・豊島区都市づくりビジョン（原案）作成
- ・パブリックコメント、説明会
- ・豊島区都市計画審議会（諮問）→ 豊島区都市づくりビジョン改定

※適宜、都市計画審議会、豊島区議会へ報告